



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

R5/8/4 発行

仙台市成年後見総合センター(発行元)
〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目 12-2 仙台市福祉プラザ 7 階
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

☆ 仙台市成年後見総合センターは **中核機関** を担います

ごあいさつ 仙台市成年後見総合センター所長 宍戸 充

日頃より、本センター運営にご理解ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、本センターでは、国の成年後見制度利用促進計画に基づいた「中核機関」の機能を、今年度より市から受託しました。それに伴い、本センターの業務を拡充し、成年後見制度の利用に係る相談対応の業務に加えて、地域における権利擁護推進の基盤作りを推進するために、地域連携ネットワークを構築する役割をも担っていくこととなります。

弁護士・司法書士等の専門職の方々や家庭裁判所などとの連携をこれまで以上に強くし、皆さまからの個別の相談案件への対応や支援チームへの助言、市民後見人の普及・啓発などに取り組んでまいりますので、今後も関係機関の皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あい
aiちゃん ※1



中核機関 ★1 って何するところなの？

国の計画上で、成年後見制度等の利用を促進するための「地域連携ネットワーク」において、要となる役割を担うところになってるんだよ。

こうけん
後犬ちゃん ※2



★1 中核機関とは

成年後見制度や権利擁護支援を必要とする方々が適切に支援につながるよう、地域の各関係機関で構成される「地域連携ネットワーク」の中核となり、権利擁護支援のコーディネートや事業、事業の推進を行う機関です。



じゃあ、地域連携ネットワーク ★2 は？

障がい等により意思表示が難しい方でも、その方の意思に沿った暮らしが地域で続けられるよう、支援者や専門職、関係機関らが連携協力する仕組みのことなんだよ。



★2 地域連携ネットワークとは

本人と本人に日常的にかかわる支援者で形成される各「チーム」に対し、専門職や関係機関などが、必要に応じて本人の状況にふさわしい支援方法を助言したり、相談に応じる仕組みのことで、地域ごとにその形や仕組みは異なります。

当センターは、仙台市域における地域連携ネットワークの構築を目指し、様々な取組みをすすめていきます。

※1 aiちゃん(あいちゃん)・・・仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画せんだい ai プランのマスコット

※2 後犬ちゃん(こうけんちゃん)・・・厚生労働省 成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はわかり」のマスコット

令和5年度 仙台市成年後見総合センター事業(主なもの)

- 権利擁護、成年後見に係る相談対応
 - ・・・必要に応じ専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)の助言を得ながら対応
- 権利擁護チーム支援会議の開催
 - ・・・権利擁護や成年後見に係る検討が必要なケースの事例検討会議をモデル的に開催
- 市民後見人活動促進養成・・・名簿登録者候補者向けフォローアップ研修、受任者への監督業務
- 一般市民向け基礎講座、支援者・関係機関向け研修会・・・10月以降、順次開催予定
- 地域における権利擁護支援等の推進・・・依頼に応じ出前講座形式での講話の実施等

☆ 市民後見人の活動を促進しています

市民後見人 ★3 の方々は、「その人の意思に沿った」「その人らしい暮らしを支える」寄り添い型の活動を行えるよう日々研鑽を重ねており、本センターでは、名簿登録者の方々を対象とする研修会開催や、市民後見人受任者の後見監督任業務等を通じて、市民後見人の方々の受任活動を積極的にサポートしています。

令和5年7月末現在、その名簿登録者は25名おり、うち12名の方が市民後見人として受任し活動を行っています。

市民後見人の方々は、被後見人等と同じ地域に暮らす市民の目線を大切にしており、本人との関係構築に熱心に取り組んでいます。その結果、被後見人の方の社会参加につながった事例もあるなど、地域共生社会の実現が求められている今、市民後見人の活動の意義や存在にあらためて注目が集まっています。



～研修会の様子～

★3 市民後見人とは

市民後見人とは、「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」（日本成年後見法学会）です。

本市では、本センターが開催する所定の養成講座修了後、仙台市社協に名簿登録された方で、且つ家庭裁判所により成年後見人等に選任された方となります。



成年後見制度の申立の際、成年後見人等候補者として、市民後見人をご希望される場合は、まず本センター（下記相談窓口）へご相談ください。

☆ 権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

【受付時間】

月曜～金曜：午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

【電話番号】

022-223-2118

【対象地域】

仙台市内在住の方

- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。必要に応じ、弁護士や司法書士等専門職の助言を受けて対応いたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 本センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行いません。

【相談スタッフの紹介】

今年度は、以下のスタッフにて、相談対応を行っております。ご相談される方の悩みが少しでも解決できるよう一生懸命に努めて参る所存でございます。よろしくお願いいたします。

- ◆ 相談員 柴田 一史（しばた かずひと）
- ◆ 相談員 坂本 紀子（さかもと のりこ）
- ◆ 相談員 高橋 絹恵（たかはし きぬえ）

まずは、お電話でお問い合わせください。



成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。ご本人に必要な支援を一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



左から高橋、柴田、坂本